

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.2

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 長島・大野・常松法律事務所
弁護士 酒井 竜児

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区紀尾井町 3 番12号 紀尾井町ビル

【報告義務発生日】 平成26年6月16日

【提出日】 平成26年6月20日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上増加したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本ペイント株式会社
証券コード	4612
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	株式会社東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ニブシー・インターナショナル・リミテッド (Nipsea International Limited)
住所又は本店所在地	香港カオルーン、チョンシャワン・ロード681、トレード・スクウェア、5階、509-515号室
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成24年8月6日
代表者氏名	チャン・ウイング・チョン (Chan Wing Cheong)
代表者役職	取締役
事業内容	投資業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 森 幹晴
電話番号	03-3288-7000

(2) 【保有目的】

ニブシー・インターナショナル・リミテッド(「NIL」)はゴー・ハップジン氏(「Goh氏」)が代表者を務める Wuthelam Holdings Ltd.(「Wuthelam社」。Goh氏と併せて「Wuthelam社ら」)の100%子会社です。Wuthelam社らは、日本ペイント株式会社(「発行者」)との間で、Wuthelamグループと発行者とで運営するアジア地域の合弁会社の更なる企業価値向上とWuthelamグループと発行者との協業関係の深化、それらを通じた発行者の企業価値の向上を目的として、中国・マレーシア・シンガポールに所在する複数の合弁会社の持分取得(発行者によるマジョリティ化)を含むアジア地域の合弁会社の出資比率の見直し等を行うことに向けた方針について合意すると共に、発行者がNILを割当先とした第三者割当による60,000,000株の新株式の発行(「本第三者割当増資」)を行うことを合意し、これらの提携(「本提携」)に関し、平成26年2月3日付で戦略的提携に関する基本合意書を締結しました。本提携に関連して、Wuthelam社らは、上記合弁会社の持分取得に関する株式譲渡最終契約の締結日である平成26年5月9日からその後2年間に限り、自ら又はWuthelamグループ等(Wuthelam社ら又はWuthelam社の子会社及びWuthelam社らを実質的に支配する者の総称で、NILを含みます。以下同じ。)をして、本第三者割当増資実施後の株式数を前提に、Wuthelam社ら及びWuthelamグループ等の保有する発行者株式の発行者の発行済株式総数に対する割合が39.0%を超えない限度で、発行者株式を立会外取引を除く取引所金融商品市場における取引により追加で取得し又は取得させる意向を有しています。Wuthelam社らが上記の限度で発行者株式を追加的に取得することについては発行者の了承も得ており、また、Wuthelamグループによる発行者株式の取得については、発行者の取締役会において、同社の「大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」に規定する大規模買付行為には該当しないこととする旨が決議されております。なお、Wuthelam社らが保有する発行者株式の議決権割合が発行者の成長により将来的に低下していくことはあり得るところです。

(3) 【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	41,304,000		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 41,304,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		41,304,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成26年6月16日現在)	V	265,402,443
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		15.56
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		14.51

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成26年5月21日	普通株式	264,000	0.10	市場内	取得	
平成26年5月22日	普通株式	300,000	0.11	市場内	取得	
平成26年5月23日	普通株式	207,000	0.08	市場内	取得	
平成26年5月26日	普通株式	560,000	0.21	市場内	取得	
平成26年5月28日	普通株式	196,000	0.07	市場内	取得	
平成26年5月29日	普通株式	184,000	0.07	市場内	取得	
平成26年5月30日	普通株式	168,000	0.06	市場内	取得	
平成26年6月2日	普通株式	85,000	0.03	市場内	取得	
平成26年6月3日	普通株式	208,000	0.08	市場内	取得	
平成26年6月4日	普通株式	216,000	0.08	市場内	取得	
平成26年6月5日	普通株式	37,000	0.01	市場内	取得	
平成26年6月9日	普通株式	100,000	0.04	市場内	取得	
平成26年6月10日	普通株式	120,000	0.05	市場内	取得	
平成26年6月16日	普通株式	143,000	0.05	市場内	取得	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>前述の平成26年2月3日付の戦略的提携に関する基本合意書(「本基本合意書」)においては、Wuthelam社ら及びWuthelamグループ等(前記のとおり、NILを含みます。)が、発行者株式の全部又は一部について譲渡又は承継等を行おうとする場合には、一定の手続に従って、発行者が自ら又は第三者を売却先に指定できる先買権を有することが合意されています。但し、ファースト・インダストリーズ・コープ(First Industries Corp.)が、本基本合意書締結日現在において保有する発行者株式をNILに対して譲渡する場合、又はWuthelam社ら及びWuthelamグループ等の保有若しくは取得に係る発行者株式をWuthelam社及び同社の子会社との間若しくは同社の子会社相互間で譲渡する場合は、この限りではありません。</p>
--

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	64,444,276
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	64,444,276

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地